

＜現地に高齢のスタッフを派遣する場合の注意(訂正版)＞

一般に海外で活動しようとするNGOは、海外で活躍するNGO関係者の健康状態には十分注意を払われ、活動予定期間中、想定通りの活動ができる態勢を整えています。特に政府資金を用いる場合は、国民の税金を使用することから、事業に差し障りの生じないようこの態勢は事前に十分検討され、事業実施には健康面で懸念の無い関係者を派遣いただく必要があります。

他方、事業に不可欠な専門知識を有する健康な高齢者も増えており、そのような方々を派遣したいとするNGOの希望も増えています。この場合、支援活動場所の衛生状態や医療環境が悪い場合が多いことに鑑み、高齢の方々が当該地域に長期間滞在できるのか、必要な活動ができる健康状態にあるのか、何か不測の事態が生じた時如何に対応するか（急病時の現地対応や重病時における日本への緊急移送の保険契約を付す等）などを、派遣NGOは事前に十分に検討いただく必要があります。

日本NGO支援無償への事業要請にあたっては、政府資金で高齢者を派遣しようとするNGOには、上記に対するNGOの考え方、措置等を具体的に説明いただくこととしています。

（１）専門家

本邦出発日に満65歳以上となる専門家については、①職務に必要な専門技能能力が優れ、もしくは当該分野の業務遂行上代替者がおらず、②派遣される期間を通じ、派遣される者の健康に問題無いと派遣NGOが認める場合については、以下を提出して下さい。

（イ）海外の業務に支障ない旨の医師の健康診断書/証明書

（ロ）別紙のフォーム

（２）NGOスタッフ

本邦出発日に満69歳以上となる職員については、①申請団体として当該職員を派遣する必要がある、②派遣される期間を通じ、派遣される者の健康に問題無いと申請団体が認める場合は、上記（１）の（イ）、（ロ）を提出して下さい。

(3) なお、高齢者を派遣する申請団体は、派遣される方の健康状態に十分留意し、現地の在外公館と連絡を密にし、派遣する高齢者の方の万一の事態に備え日頃より十分な支援態勢を備えておくようにして下さい。

万一現地での高齢者に重大な健康上の事態が生じた場合は、現地の在外公館に連絡すると共に、外務省民間援助支援室にも連絡願います。

以上

別紙

(例文:これにならって作成)

平成 18 年X月XX日

外務省経済協力局
民間援助支援室長殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇法人・財団
理事長/事務局長 〇〇〇〇〇〇〇印

高齢者の派遣について

現在貴省に申請中の日本NGO支援無償資金協力案件「〇〇〇〇〇〇事業」については、右実施にあたり高齢者(専門家として〇〇〇〇〇〇、現XX歳、本部要員として〇〇〇〇〇〇、現XX歳)を政府資金により現地に派遣することを想定しています。

右高齢者の派遣にあたっては、当団体としては以下の説明のように、同人の派遣はプロジェクトの実施に必要不可欠であり、また同人の健康面からは全く問題ないと判断しております。また同人の健康に万一の事態が生ずる場合は、以下に記した如く迅速に対応致します。

1. 〇〇〇〇〇〇はXX歳であります、その専門性(XXXXX、具体的に記載)から他の人員では代替が不可能であり、「〇〇〇〇〇〇事業」の実施に不可欠な人材であります。

2. 同人の健康状態については、別添の健康診断結果で明らかな通り、XX国XXXX地域における「〇〇〇〇〇〇事業」のため、〇年間(〇〇箇月)現地に派遣し、案件実施を担当させるのに全く問題ないと判断しました。

3. ただし同人が高齢であることに鑑み、同人の派遣に際し当団体としては以下の措置をとります。

((1)は例であり、各団体は適宜必要と思われる措置を具体的に記せば良いが、(2)ー(4)は記載必須事項。)

(1)半年に一回はXX国首都の〇〇〇〇のXXXX病院で健康チェックを行い、右結果を速やかに当団体本部へ報告させます。(日常的に同人の健康をどうチェックするかを具体的に記載)

(2)実施国やプロジェクト現場で健康に多少なりとも異常を覚える場合は、同人もしくは同僚より即刻当団体本部へ報告させることとし、当団体は迅速に対応を検討し同人に指示します。

(3)体調異常時に、事業実施国で十分な治療が期待できない場合は、同人を速やかに日本に帰国させるべく(もしくは近隣のXXX国へ移送すべく)当団体が責任を持って対処します。

(4)〇〇〇〇〇〇については同国入国後速やかに日本大使館(総領事館)に在留届提出させます。またその後現地で同人の体調に異常ある場合は、当団体はXX国日本大使館(総領事館)領事部及び外務省民間援助支援室に速やかにを連絡します。